

有期労働契約の規制

ホーム

スポンサー link

中古医療機器の格安販売

《値下セール実施中》中古医療機器を 格安販売。常時在庫多数、1年保証。

有期労働契約

有期労働契約とは、6ヵ月契約や1年契約など期間の定めがある労働契約です。

労働基準法による規制

有期労働契約の期間は原則として、3年が上限

労働契約法による規制

使用者は、有期労働契約について、その有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その有期労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。

期間上限の例外

① 高度の専門的知識等を有する労働者との間に締結される労働契約 高度の専門的知識等を有する労働者 ① 博士の学位を有する者 ② 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士又は弁理士 ③ システムアナリスト、アクチュアリー資格試験に合格している者 ④ 特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者 ⑤ 大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニア又はデザイナーで、年収が1,075万円以上の者 ⑥ システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタントで、年収が1,075万円以上の者 ⑦ 国等によって知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者	上限5年
② 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約	上限5年
③ 一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約（有期の建設工事等）	その期間

雇止と雇用期間の満了退職

雇止とは

有期労働契約を数回更新した場合において、使用者が一方的に次の更新をしない旨の意思表示し、期間満了により労働契約を終了させること

期間の満了退職

一定の雇用期間を定め、その期間が満了することにより労働契約が終了すること

契約期間中の退職

有期労働契約の場合、やむを得ない事由がなければ、その期間中に退職することはできません。ただし、1年を超える労働契約の場合、その期間の初日から1年を経過した日以後においては、労働者は使用者に申し出るにより、いつでも退職することができます。なお、一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約（有期の建設工事等）の場合や1年以下の労働契約が更新により結果として1年を超えた状態の場合には該当しません。

根拠条文 労働基準法第137条

期間の定めのある労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限る。）を締結した労働者（第十四条第一項各号に規定する労働者を除く。）は、労働基準法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四号）附則第三条に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

民法第628条

当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

契約期間中の解雇

使用者は、有期労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません。

また、有期労働契約であっても期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている場合や、反復更新の実態や契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合においては、解雇法理が適用されることがあります。

①

スポンサードリンク

①

顧客管理基盤の導入事例

17800円で高品質な商標登録

syohyo-jp.com

2013・2014年連続全国No.1の代理件数！全額返金制度で商標調査も無料！全国対応

リコーの短焦点プロジェクター

債務整理で借金を早期解決

Canonが契約社員の事務を募集

- (1) 厚生労働大臣が定める基準に該当する高度の専門的知識、技術、経験を有する労働者をそのような高度の専門的知識等を必要とする業務に就かせる場合
- (2) 満60歳以上の労働者を雇い入れる場合

**5年までの契約が認められる高度の専門的知識等を有する者として
厚生労働大臣が定める基準**

①博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む）を有する者

②次のいずれかの資格を有する者

ア 公認会計士	キ 税理士
イ 医師	ク 薬剤師
ウ 歯科医師	ケ 社会保険労務士
エ 獣医師	コ 不動産鑑定士
オ 弁護士	サ 技術士
カ 一級建築士	シ 弁理士

③次のいずれかの能力評価試験の合格者

- ア システムアナリスト資格試験合格者
- イ アクチュアリーに関する資格試験合格者

④次のいずれかに該当する者

- ア 特許法上の特許発明の発明者
- イ 意匠法上の登録意匠の創作者
- ウ 種苗法上の登録品種の育成者

⑤ (1) 一定の学歴及び実務経験（注）を有する次の者で年収が1,075万円以上の者

ア 農林水産業の技術者	エ 土木・建築技術者
イ 鉱工業の技術者	オ システムエンジニア
ウ 機械・電気技術者	カ デザイナー

（注）学歴及び実務経験の要件

学歴	実務経験
大学卒	5年以上
短大・高専卒	6年以上
高卒	7年以上

※学歴の要件については、就こうとする業務に関する学科を修めて卒業することが必要

⑤ (2) システムエンジニアとして5年以上の実務経験を有するシステムコンサルタントで、年収が1,075万円以上の者

⑥国等によりその有する知識、技術、経験が優れたものと認定されている者